

第26 標準処理期間の設定

申請に基づく許認可等を行う標準処理期間は、第26—1表によることとし、可能な限り迅速に処理することを原則とすること。

なお、標準処理期間を超えて許認可等が行えない場合において、申請者から説明等を求められたときは、審査の進捗状況、許認可等の遅れている理由、今後の見通しなどについて情報提供するように努めること。

第26—1表

	申請区分	標準処理期間
1	仮貯蔵及び仮取扱いの承認	5日
2	設置許可	21日
3	変更許可	14日
4	完成検査	5日
5	仮使用の承認	14日
6	完成検査前検査	5～20日
7	予防規定の制定（変更）認可	15日
8	許可書等の再交付	3日

注1 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。

注2 各種検査申請においては、申請日から検査日の前日までの期間は算入しない。